

# 重要事項説明書

## 1 事業所の概要

事業所名	きょ たく かい こ し えん じ ぎょう しょ かよいどう 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 薫 寄 堂
所在地	熊本県山鹿市方保田3636番地2
事業者指定番号	4370800841
管理者・連絡先	松尾 勝一 0968-36-9592 36-9596
サービス提供地域	山鹿市

## 2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者・介護支援専門員	従業者及び業務の管理	1名
介護支援専門員	相談・居宅サービス計画作成	1名以上

## 3 サービス提供地域

山鹿市

## 4 サービス提供時間

区分	月～金曜	土曜・日曜
提供時間	午前8:30～午後5:30	休み

(注) 年末年始(12/30～1/3)は「休日」となります。

## 5 利用者負担金

居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

## 6 当事業所のサービスの方針等

- (1) 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ適切なサービス提供が受けられるようにします。
- (2) 公正・中立の立場に立ち、利用者の意志を尊重します。

## 7 緊急時等の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医の氏名 ( ) 先生 連絡先 ( ) TEL ( )
緊急連絡先	氏名 ( ) 続柄 ( ) 連絡先 TEL ( )

## 8 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

利用者様相談窓口	電話番号 0968-36-9592 fax 番号 0968-36-9598 担当責任者(管理者) 松尾 勝一 対応時間 午前8時30分～午後5時30分
----------	--

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	所在地 山鹿市山鹿 987 番地 3 (山鹿市役所長寿支援課) 電話番号 0968-43-1180
熊本県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 熊本市健軍 2 丁目 4 番 10 号 電話番号 096-214-1101

## 9 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 和創会
代表者名	理事長 由井 照二
本社所在地・電話	熊本市富合町古閑 9 9 4 番地 1 TEL096-358-4117
業務の概要	社会福祉事業
事業所数	14

## 1 0 (虐待の防止のための措置に関する事項)

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者	松尾 勝一
-------------	-----	-------

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 3 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 1 1 (衛生管理等)

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しない様に、次に掲げる措置を講じます

- 1 事業所における感染症の予防及び、蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底します。
- 2 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- 3 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び、訓練を定期的を実施します。

## 1 2 (業務継続計画の策定などについて)

- 1 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。  
定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 3 (ハラスメント対策)

- 1 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

# 居宅介護支援標準契約書

## 第1条（居宅介護支援の目的及び内容）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。
- 2 居宅介護支援の内容の詳細は、以下のとおりとします。
  - (1) 事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
  - (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
  - (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することがないように、公正中立に行います。
  - (4) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
  - (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
  - (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

## 第2条（契約の有効期間）

- 1 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。
- 2 事業者は、有効期間満了の1ヶ月前から14日前までに、利用者に対し更新の契約更新の意思表示を行うよう求め、更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、この契約は同じ条件で更新されるものとします。

## 第3条（居宅介護支援の担当者）

- 1 事業者は、居宅介護支援の担当者として介護支援専門員（ケアマネジャー）である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は、前項の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業者側の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

## 第4条（居宅サービス計画の変更等）

- 1 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づき居宅サービスが円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。
- 2 事業者は、利用者が居宅サービス計画の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

## 第5条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、定期的に、居宅サービス計画に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を「居宅サービス共通記録書」等の書面に記載して、利用者に説明のうえその写しを交付します。
- 2 事業者は、居宅サービス共通記録書等の書面を作成した後5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 第6条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

## 第7条（事業者の解除）

事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付する事により、この契約を解除することができます。

## 第8条（契約の終了）

- 1 利用者が介護保険施設等に入所し、又は要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスの利用が困難となった場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は利用者に対し速やかにその旨を通知するものとします。
- 2 事業者は、この契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、利用者が指定する他の居宅介護支援事業者等への関係記録の写しの引き継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町村等への連絡等の調整を行うものとします。

## 第9条（事故時の対応）

- 1 事業者は、居宅介護支援の実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

## 第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、事務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用することができるものとします。

#### 第 11 条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供された居宅介護支援に関して苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

#### 第 12 条（契約外の事項）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものであるため、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約を行います。

## 個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

#### 記

##### 1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合

##### 2 使用する期間

年 月 日から契約解除の日まで

3 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

説 明 確 認 欄

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、

重要事項説明書

居宅介護支援標準契約書

個人情報使用同意書

について説明をいたしました。

(事業者) 社会福祉法人 和創会 居宅介護支援事業所 <sup>かよいどう</sup> 薫寄堂 印

管理者 印

上記について説明を受け、居宅介護支援の契約を締結し、同意しました。

(利用者) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

(家族等) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印(続柄 \_\_\_\_\_) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印(続柄 \_\_\_\_\_)

住 所 \_\_\_\_\_ 住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

